

真岡労働基準協会ご入会のお勧め

一般社団法人真岡労働基準協会

時下、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

当労働基準協会は厚生労働省の関係団体として昭和23年より75年、労働基準、安全衛生に関して広い地域で活動しています。

その地域は、真岡労働基準監督署管内の『真岡市、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、上三川町』の一市五町にわたり、令和4年度末現在の会員数は394事業場です。

協会の業務は、真岡労働基準監督署の労働行政施策の協力と、会員事業場への援助、労働者の安全と健康を確保するために、下記の事業を実施しています。

記

- 1 労働基準法及び労働安全衛生法等の周知及び法改正セミナーの実施・・・(無料)
- 2 労務・安全衛生管理等に関する相談・・・(無料)
- 3 各種健康診断の案内及び実施手続事務・・・(健康診断費用は各事業場負担)
5名以上は巡回し、土日も同料金。
(巡回一般検診、有機溶剤、騒音、じん肺等の特殊健康診断)
- 4 安全衛生教育、及び特別教育の実施・・・(有料、20名以上の場合は出張可能)
- 5 各種技能講習の斡旋・・・・・・・・・・・・(講習費用は各事業場負担)
- 6 安全衛生活動の啓発及び広報活動の実施(研修会、見学会、講演会)
・・・(購入資料を使用する研修会は800円程度、管外見学会は
参加費1,200円程度、管内見学会は無料で、その都度案内します)
- 7 安全衛生に関するビデオ、DVDの貸し出し等・・・(無料)
- 8 協会会報発行 年間4回(労働行政情報、教育・行事予定等)・・・・・・・・(無料)
- 9 優良事業場、優良従業員の表彰・・・(安全大会にて優良従業員表彰を希望する事業場は、
受賞者への記念品代として約半額負担)
- 10 安全週間、衛生週間、年末年始ポスター・スローガン、安全衛生用品及び図書等の斡旋
・・・(用品代は各事業場負担)
- 11 その他必要な事項

ホームページでもご覧いただけますが、協会事業に賛同されます事業場におかれましては、当協会にご加入下さいますようお願い申し上げます。また、年会費は別紙のとおりで、入会金は不要です。また、年度途中の入会は、月割り計算となります。

入会のお申し込みは、別紙の『入会申込書』にご記入の上、FAX又は郵送してください。

送付先：〒321-4305 真岡市荒町1203 (一社)真岡労働基準協会行き
電話番号：0285-82-5185 FAX : 0285-82-6854

FAXの場合の送付先：0285-82-6854

入会申込書

令和 年 月 日

一般社団法人真岡労働基準協会長 殿

私は、一般社団法人真岡労働基準協会の趣旨に協賛し入会いたします。

フリガナ

事業場名

代表者役職名

印

事業場所在地〒

労働者数（パート、派遣等を含む）

電話番号

FAX 番号

事務担当者名

*主たる事業内容

E mail

一般社団法人真岡労働基準協会会費徴収規程

第1条 定款第9条に定める会員の会費は、本規程によりこれを徴収する。会費は毎年6月末日までに納入しなければならない。

但し、新たに入会するものは、入会申し込みのときに納入するものとする。

第2条 会員が年度途中で退会するときは、既納の会費は返納しない。

第3条 会費(年額)は次の表による。

附 則 この規程は定款の附則第1項に定める、一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

事業場の労働者数	会 費
1人 ～ 10人	4,000円
11 ～ 20	5,000円
21 ～ 30	6,000円
31 ～ 40	8,000円
41 ～ 50	10,000円
51 ～ 100	15,000円
101 ～ 150	22,000円
151 ～ 200	29,000円
201 ～ 250	35,000円
251 ～ 300	42,000円
301 ～ 400	52,000円
401 ～ 500	62,000円
501 ～ 700	79,000円
701 ～ 1000	102,000円
1001 ～ 1500	142,000円
1501 ～ 2000	178,000円
2001以上	231,000円